

令和2年度 第1回 長野県政府調達苦情検討委員会議事録 (Web 会議)

日 時 令和2年9月7日 (月)

15時40分～16時00分

場 所 議会棟3階第1特別会議室 (事務局)

1 開 会

○小野企画幹

ただいまから、令和2年度第1回長野県政府調達苦情検討委員会を開催いたします。

本日の進行を務めます契約・検査課の小野です。よろしくお願いたします。

委員の皆様におかれましては、9月1日から3年間、長野県政府調達苦情検討委員に御就任いただきます。どうぞよろしくお願いたします。

本日の会議は、先ほどの契約審議会に引き続き Web 会議により開催いたします。委員の皆様には、会議の運営に御協力いただきまして誠にありがとうございます。

本日は委員の皆様全員に御出席をいただいておりますので、長野県附属機関条例第6条第2項の規定により定足数を満たしており、会議が成立していることを報告いたします。

今回の委員会は公開で行い、会議録は後日、県のホームページで公表いたしますのであらかじめお知らせします。なお、会議時間につきましては30分程度を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、お手元に配付しました次第に従いまして進行してまいります。

2 あいさつ

○小野企画幹

初めに、県を代表しまして、会計管理者兼会計局長の小野浩美から御挨拶を申し上げます。

○小野会計管理者兼会計局長

会計管理者兼会計局長の小野浩美でございます。どうぞよろしくお願いたします。

委員の皆様、本日は、先ほどの契約審議会に引き続き御出席を賜りまして誠にありがとうございます。契約審議会と同様、本委員会も Web 会議にて開催させていただきました。委員の皆様には御協力いただき、感謝申し上げます。

本委員会は、県を含む政府機関等の調達制度についての国際約束であります政府調達に関する協定の対象となる契約の入札・契約手続につきまして、調達の公平性等を図る観点から、調達機関から独立した機関として苦情申立人から申し立てられた苦情の検討を行う委員会でございます。

今回、第3期の政府調達苦情検討委員会委員として皆様に委嘱させていただきました。契約審議会委員とともに、本委員につきましても就任をお引き受けいただきまして、御礼

を申し上げます。

さて、本日の会議事項でございますが、一つ目は委員長の選任、二つ目は委員会の概要について、事務局からの説明でございます。本日は、事務局から説明をさせていただく事項が多いわけですが、忌憚のない意見をいただきますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

3 委員紹介

○小野企画幹

続きまして、委員の皆様を御紹介いたします。お手元に名簿がございますので、御確認をいただきたいと思っております。

相澤久子委員でございます。

碓井光明委員でございます。

奥原みどり委員でございます。

田村秀委員でございます。

中寫実香委員でございます。

吉野洋一委員でございます。

続いて、事務局の自己紹介をいたします。

○市岡契約・検査課長

契約・検査課長の市岡恵利子でございます。どうぞよろしく願いいたします。

4 委員長等の選任

○小野企画幹

続きまして、次第の4に移らせていただきます。委員長等の選任でございます。

長野県附属機関条例第5条第1項に基づきまして、委員の皆様にも委員長を互選していただきたいと思っております。

委員長選任につきまして、御発言がございましたらよろしく願いいたします。

吉野委員が挙手されておりますので、御発言をお願いいたします。

○吉野委員

前任期で委員長をやっていただきました碓井委員に委員長をやっていただくのがよいと思っております。よろしく願いいたします。

○小野企画幹

ありがとうございます。

ただいま吉野委員から、碓井委員を委員長にといった御提案がございました。皆様、よ

ろしいでしょうか。

それでは、碓井委員に委員長をお願いいたします。

では、碓井委員長に御挨拶と、続きまして会議の進行をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○碓井委員長

碓井でございます。政府調達苦情検討委員会というのは、申立てがあったときは大変な委員会になるわけでございます。何もなければ何もしないで済む、あれば大変という委員会でございます。そういう意味ではひょっとして荷が重いかもしれませんが、引き受けさせていただきたいと思っております。皆様、どうぞよろしくをお願いいたします。

委員長代理についてでございますが、長野県附属機関条例第5条第3項によりまして、委員長の私が指名することとなっております。私といたしましては、吉野委員に委員長代理をお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

5 政府調達苦情検討委員会の概要

○碓井委員長

では、今日は初回でございますので、政府調達苦情検討委員会の概要につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局

よろしくをお願いいたします。

まず、本日の資料全体の説明としまして、資料1は本委員会の概要と苦情の処理手続の流れのフロー図となっております。本日はこの資料1を基に説明をさせていただきます。資料2以降は、参考資料といたしまして、本委員会の設置根拠となる附属機関条例など、本委員会に関わる規程を添付しております。

では、1ページの資料1、政府調達苦情検討委員会の概要を御覧ください。

1「本委員会の目的」として、わが国を始めとして世界各国が締結した、国、地方公共団体等の物品等の調達の手続を定めた国際約束である、「政府調達に関する協定」というものがございます。この協定等の対象となる調達に係る契約、これを「特定調達契約」と言いますが、この特定調達契約に係る苦情申立人からの申立てにより、当委員会で調査・審議のうえ報告等を行い、それによって、調達手続の一層の透明性及び公平性を確保することが本委員会の目的です。

続きまして、2「特定調達契約の内容」として、苦情申立ての対象となる特定調達契約とは、表の内容に該当する契約を言います。

契約の種類欄のうち、右欄の基準額以上の案件が対象となりまして、この基準額は2年に1度改定されます。物品等の調達契約は3,000万円以上となり、物品の買入れ及び借入れが含まれます。物品等以外では、「特定役務」として建設工事の調達契約は23億円以上、建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約

は2億3,000万円以上となっており、建築あるいは建設工事に関わる測量等の委託の業務が該当となっております。特定役務のうち、上記以外の調達契約は3,000万円以上となっております。

続いて、3「委員会における審議対象機関の令和元年特定調達契約締結状況」といたしまして、現在、当委員会が審議対象としている当県並びに県が単独で設置した地方独立行政法人である長野県立病院機構及び長野県立大学の契約締結状況は御覧のとおりとなっております。3機関合計では69件、契約金額は約74億円となっております。

4「苦情の申立て」についてですが、苦情の申立てができる者は、左欄のとおり、物品等又は特定役務の提供を行った者及び行うことが可能であった者であります「供給者」と呼ばれる者になります。このうち、「物品等の提供を行うことが可能であった者」とは、入札等に参加した者はもちろん、例えば入札に参加しようとしたが、調達機関が協定に違反する形で入札参加資格を認めなかったため、入札に参加することができなかった者等をも指すものです。申立ての範囲は、その調達手続の全体が対象となっております。

続きまして、5「苦情の処理手続の流れ」については、次のページの資料1-2を御覧いただけますでしょうか。

この手続には大きく分けて5つの段階があります。

まず、最初の段階は苦情申立人と調達機関との協議になります。処理手続においては、苦情申立人が協定等の違反があると考えられる場合には、調達機関との協議を行い、解決を求めることが奨励されており、調達機関は苦情申立人との協議により、苦情を解決するよう努める努力義務が課せられております。

第2段階は、苦情の申立てから本委員会での受理・却下決定です。当該決定は委員会運営要領に基づき、委員長の専決事項となっております。

第3段階は、調達機関に対する契約締結又は執行の停止要請です。こちらも受理・却下決定と同じく、運営要領により委員長の専決事項となっております。処理手続では、原則として要請を行うこととしておりますが、例外的に、緊急かつやむを得ない状況にある場合には要請しないことができるものとしております。

第4段階は、調達機関からの報告書提出及び、それを受けた苦情申立人からの意見・要望の提出です。双方からの意見を聞く段階となっております。

最後の段階は、委員会を開催して苦情検討を行い、報告書等を作成・送付するものです。この最後の段階が主に委員の皆様へに御対応いただくところとなっております。他県の開催実績を見ると、一つの苦情に対し、苦情申立てを受けてから90日以内の間に委員会を数回開催し、検討・報告をしているようです。

戻っていただきまして、資料1-1、最後に6「委員会への苦情申立ての受付・処理状況」ですが、当県において委員会が発足した平成8年から令和2年8月までの間、苦情申立ての受付の実績はございません。資料には記載しておりませんが、全国の都道府県における令和2年6月までの状況を申し上げますと、苦情申立て受付は全国で26件、そのうち申立て受理したものが10件、そのうち申立てを認容したものが1件ございました。申立て受理10件のうち、8件は防災ヘリコプターの調達によるもの、残り2件は建設工事関連のものとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○碓井委員長

どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問や御意見がありましたらお願いいたします。

吉野委員、どうぞ。

○吉野委員

政府調達案件で、今後予想されるものはどういうものがございませうでしょうか。もしお分かりでしたら、教えていただきたいのですが。

○事務局

今後の調達予定に関する情報が事務局に入ってくることは少ないのですが、例えば、現在のコロナ関連で大量の調達が必要になってくる場合もあると思いますし、何か特殊な状況のもとで政府調達案件が出てくる可能性は考えられるかと思えます。

ただ、今後どのような政府調達案件が出てくるかは予想できないのが現状です。

○碓井委員長

よろしゅうございませうか。

建設工事の場合 23 億円以上ですから、そういう規模の建設工事はしばらくないと考えていいんですか。そのしばらくがどうか分かりませんが、予算に計上されているものがあるんでせうか。

○事務局

おそらく、ここ 1、2 年は建設工事で 23 億円以上の案件はなさそうです。

○碓井委員長

ほかに御質問がありましたらお願いいたします。よろしゅうございませうか。

それでは、概要についての御説明を伺ったということにさせていただきます。

一応、今日いただいている次第では、5 の「政府調達苦情検討委員会の概要」で本体部分は終わったことになりそうですが、何かほかに、委員の皆様から分からない点や御質問等ありましたらお出しただければと思います。

先ほどお話がありましたように、いったん苦情の申立てがなされますと、非常に短い期間に詰めて作業をしなければならないという、非常に厳しい委員会でございます。

何かありますでしょうか。よろしゅうございませうか。

では、事務局にマイクをお返ししたいと思います。よろしく申し上げます。

6 その他

○事務局

ありがとうございました。

では、次第6の「その他」でございます。

事務局から1点お願いです。今後の本委員会につきましては、基本的に苦情の申立てがあった場合に開催することとなりますので、その節はよろしく願いいたします。

委員の皆様方から、何かございますでしょうか。

相澤委員、御発言をお願いいたします。

○相澤委員

そもそも政府の調達苦情の規程ができたきっかけというんでしょうか。何かがあってこういう規程ができたのかと思うんですけども、特にはなかったのか。政府調達苦情検討委員会は全国的に多分立ち上げていると思うんですが、そもそも何かきっかけというか、事件みたいなものがあったということなのか、そういうことが分かれば教えてください。

○事務局

平成8年に当委員会が発足されているんですけども、私たちが持ち合わせている資料の中では、どのようなきっかけで政府調達に関する協定が締結され、委員会が立ち上げられたのかという事情までは分かりません。申し訳ございません。

○相澤委員

いいえ、とんでもないです。分かりました。それでは結構です。ありがとうございました。

○碓井委員長

私の記憶では、始まりは日米建設交渉といいますか、そういう外圧がありました。それを引き取るような形でWTOの政府調達協定ができて、今はその協定に基づいて、地方公共団体の場合には、地方自治法施行令という政令の特例という形で一定額以上の金額の調達に関する特例政令が制定されています。その特例政令に基づく契約方式が遵守されていないとする不服を扱うために、特例政令の適用対象機関である都道府県、指定都市、それらの設立した地方独立行政法人が政府調達に係る苦情検討委員会を設置することとなっているものです。設置は要綱による場合と附属機関として条例で定める場合があるようですが、全国で動いている仕組みです。

事務局、大体そんなところで大丈夫ですね。

○事務局

ありがとうございます。

田村委員から手が挙がっております。

○田村委員

確認ですが、あり得ないことだと思うんですが、一応県立大学も対象になっているじゃないですか。工事は終わっていますが、物品等だと可能性としてゼロではないので、万が一県立大学の案件が挙がったときは、多分私は委員として排除された方がいいんですよね、関係者ですから。そこは大丈夫ですか。万が一というか、億が一ぐらいの可能性だと思うんですが。

○事務局

もちろん田村委員は県立大学の関係者ですので、参加ができない可能性があります。その点については、規程等も確認しながら、今後検討させていただきたいと思います。

○田村委員

別に急ぎではないので。ちょっと気になっただけです。

○事務局

委員の皆様方、そのほかはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

7 閉会

○小野企画幹

それでは、以上をもちまして、令和2年度第1回長野県政府調達苦情検討委員会を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。

(了)